

証券コード 5941
2026年6月5日

株 主 各 位

大阪市生野区巽南五丁目4番14号

株式会社 **中西製缶所**

代表取締役社長 中 西 一 真

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.nakanishi.co.jp/ir/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「中西製作所」又は「コード」に当社証券コード「5941」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますか、後記のインターネットによる議決権行使のご案内に従って、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。（株主優待制度を導入したことにより株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。）

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー24階
TKPガーデンシティ大阪OAPタワー
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

第70期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

議決権行使についてのご案内

■ 事前行使をしていただける場合



◎書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

◎インターネットによる議決権行使



次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

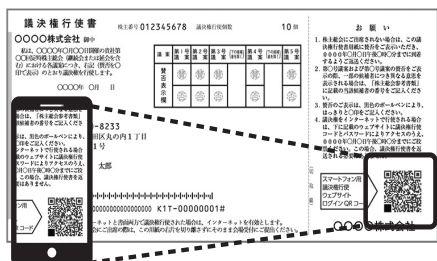
開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

「スマート行使」による方法

①QRコードを読み取る



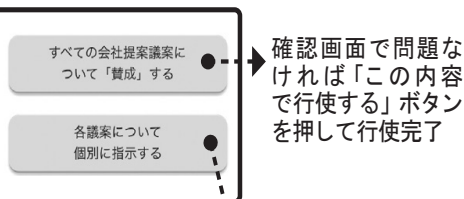
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン議決権行使ウェブサイトQRコード」を読み取る。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使方法を選ぶ

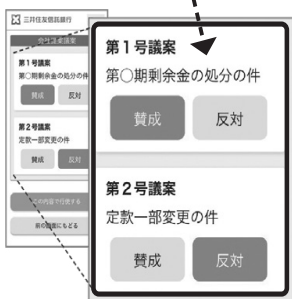


議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

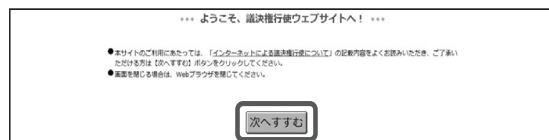
③各議案の賛否を選択



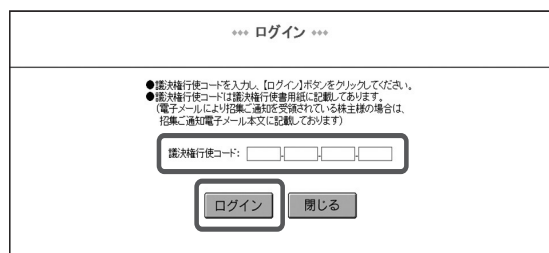
上記方法での議決権行使は1回に限ります。

パソコンによるアクセス手順

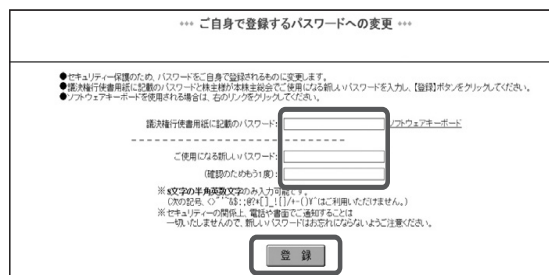
①ウェブサイトへアクセス



②ログインする



③パスワードの入力




※セキュリティ保護のため新しいパスワードを設定してください。

④以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

 0120-652-031

[受付時間 (午前9時~午後9時)]

- インターネットによる議決権行使についての注意事項
 - 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
 - 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

事業報告

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加が内需を押し上げた一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東地域をはじめとする地政学リスクの高まりに加え、物価上昇の継続による景気減速懸念もあり、先行きは不透明なまま推移いたしました。

このような状況のもと、当社は、業務用厨房機器の総合メーカーとして、食中毒や異物混入問題といった「食の安全・安心」という基本的課題に真摯に向き合い、労働人口減少社会にも対応できる自動化・省力化を突き詰めた製品の開発に努め、また様々な顧客ニーズに対応した厨房機器・厨房システムの提案を心がけることで、業績の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、学校関連及び外食関連の受注が好調であったことから、売上高は過去最高の410億8百万円（前年同期比2.7%増）となりました。利益面におきましては、物価高騰の影響を受けつつも、生産効率の改善が奏功した結果、売上総利益率が向上しました。

一方、持続的な成長基盤の構築に向け、人的資本への先行投資を戦略的に強化した結果、販売費及び一般管理費は前年を上回りました。これらの結果、営業利益は30億49百万円（前年同期比15.9%増）、経常利益は31億69百万円（前年同期比13.6%増）、当期純利益は22億10百万円（前年同期比22.3%増）となりました。

(販売マーケット別売上高の状況)

(単位：百万円)

	第69期(2025年3月期) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		第70期(2026年3月期) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	
		%		%
学 校 給 食	19,405	48.6	19,931	48.6
病 院 ・ 福 祉 給 食	3,823	9.6	3,451	8.4
事 業 所 給 食	1,551	3.9	2,904	7.1
外 食 産 業	12,032	30.1	12,298	30.0
食 品 加 工	2,163	5.4	1,782	4.3
海 外 事 業 そ の 他	853	2.1	540	1.3
業 務 用 厨 房 機 器 製 造 販 売 事 業 (計)	39,830	99.7	40,907	99.8
不 動 産 賃 貸 事 業 (計)	101	0.3	101	0.2
合 計	39,931	100.0	41,008	100.0

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は12億70百万円であります。

その主なものは、中長期的な収益基盤の拡大に向けた、大阪拠点の整備用地の取得等（7億23百万円）であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中における設備投資に要した資金は、借入金及び自己資金により賄いました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 67 期 (2023年 3 月期)	第 68 期 (2024年 3 月期)	第 69 期 (2025年 3 月期)	第 70 期 (2026年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	30,668	36,602	39,931	41,008
営 業 利 益 (百万円)	1,072	1,966	2,631	3,049
経 常 利 益 (百万円)	1,193	2,086	2,789	3,169
当 期 純 利 益 (百万円)	803	1,519	1,807	2,210
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	127.44	241.42	287.78	356.77
純 資 産 (百万円)	17,626	19,108	20,448	22,475
総 資 産 (百万円)	26,133	29,097	30,466	33,899
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	2,796.82	3,043.43	3,265.05	3,616.92

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ウクライナ情勢の長期化や中東地域をはじめとする地政学リスクの高まりに加え、物価上昇の継続による景気減速懸念もあり、先行きは不透明な状況が続くものと見込まれます。こうした環境のもと、原材料価格やエネルギーコストの上昇、物流の不安定化、人材確保の難しさなど、当社グループの事業運営に影響を及ぼす課題が顕在化しております。また、急速な技術革新への対応や老朽設備の維持更新への対応も求められており、これらを重要な経営課題として認識しております。

このような状況のなかで、当社は、毎年堅調に業績を伸ばしており、積極的な投資を行っております。近年の技術革新とともに注目が集まっているフードテックへの意識の高まりをとらえて、従来から取り組んでいる、より人手に頼らず、業務の効率化に対する研究開発に力を入れて、衛生的で省人化された厨房システムの提案を積極的に行っております。また、中長期的な大きな設備投資として群馬工場の増築や老朽化した大阪本社や奈良工場の移転等も引き続き準備を続けております。そして、事業拡大に欠かせない人材の確保について、第71期からは「トモナビ」という新たな新卒社員のローテーション研修を設計し、新卒採用を主とした人材獲得・人材育成に取り組んでまいります。

そして、国連で採択されたサステナブル（持続可能）な社会を目指したSDGsの課題目標の達成に寄与するべく、環境にも配慮した省エネタイプの製品開発等に力を注いでまいります。このような取組を通して主要販売先である学校・病院・事業所・外食産業・食品加工分野への厨房システムの販売力強化に向けて、営業部門、生産部門及び管理部門の各部門が一体となって取組、業績向上に向けてまい進する所存でございます。

また、業績向上への意識ばかりではなくESGの考え方にも配慮して、社会問題の解決に貢献しつつ、従業員とその家族はもとより、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会の実現に向けても行動してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、集団給食設備・衛生水道設備の設計施工及び総合厨房機械器具・食品加工機械器具の製造ならびに販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

本 社	東京、大阪
支 店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北関東（さいたま市）、東関東（千葉市）、東京、名古屋、大阪、中四国（広島市）、九州（福岡市）
営 業 所	旭川、帯広、釧路、北見、青森、盛岡、秋田、山形、福島、いわき、宇都宮、群馬（高崎市）、新潟、杉並、練馬、港、多摩（府中市）、横浜、長野、松本、富山、金沢、福井、岐阜、静岡、伊東、津、伊賀、京都、神戸、奈良（大和郡山市）、和歌山、岡山、山口、徳島、高松、松山、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇
工 場	奈良（大和郡山市）、群馬（伊勢崎市）
物 流 セ ン タ ー	三重（伊賀市）

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
669名	34名増	41.6歳	11.7年

(注) 上記使用人数には、嘱託18名ならびにパートタイマー27名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,500百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	661百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	300百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	197百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行	194百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,306,000株
 (3) 株主数 4,490名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 西 一 真	613,529株	9.87%
レ ッ ク 株 式 会 社	575,100株	9.25%
中 西 製 作 所 取 引 先 持 株 会	524,774株	8.44%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY A C C O U N T	400,000株	6.43%
MSIP CLIENT SECURITIES	395,400株	6.36%
中 西 昭 夫	256,900株	4.13%
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 口)	229,600株	3.69%
ガ リ レ イ 株 式 会 社	207,300株	3.33%
中 西 製 作 所 従 業 員 持 株 会	197,388株	3.17%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	161,700株	2.60%

(注) 持株比率は自己株式 (92,108株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	5,183株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社の役員に関する事項 (2)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中西 一 真	
常務取締役	平 山 康 雄	営 業 本 部 長 株式会社アイチ製菓機械 代表取締役社長
常務取締役	上 村 辰 也	生 産 本 部 長 有限会社三協機設代表取締役社長
取 締 役	吉 田 満	西 日 本 ブ ロ ッ ク 長
取 締 役	鈴 木 克 也	東 日 本 ブ ロ ッ ク 長
取 締 役	吉 川 日 出 行	経 営 企 画 室 長
取 締 役	長 昌 ル ミ	社会福祉法人隆生福社会理事
取 締 役	森 巖	
取 締 役	佐 藤 秀 美	日本獣医生命科学大学 客員教授
取 締 役	秋 吉 忍	堂 島 総 合 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 弁 護 士 株 式 会 社 ヨ ー タ イ 監 査 等 委 員 である 社 外 取 締 役
監 査 役（常勤）	西 埜 純 一	
監 査 役	上 願 敏 来	上 願 敏 来 税 理 士 事 務 所 代 表 株 式 会 社 ジ ェ イ ・ エ ス ・ ビ ー 社 外 監 査 役
監 査 役	辻 坂 清 志	弁 護 士 法 人 権 藤 & パ ー ト ナ ー ズ パ ー ト ナ ー 弁 護 士
監 査 役	宮 本 文 子	中 村 文 子 公 認 会 計 士 事 務 所 代 表 株 式 会 社 魁 力 屋 監 査 等 委 員 である 社 外 取 締 役 株 式 会 社 T V E 監 査 等 委 員 である 社 外 取 締 役

- (注) 1. 取締役長昌ルミ、取締役森巖、取締役佐藤秀美及び取締役秋吉忍の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役上願敏來、監査役辻坂清志及び監査役宮本文子の各氏は、社外監査役であります。監査役上願敏來氏は税理士の資格を有しており、また、監査役宮本文子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役長昌ルミ、取締役佐藤秀美、取締役秋吉忍、監査役上願敏來、監査役辻坂清志及び監査役宮本文子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等は次のとおりであります。
- ・ 当社は、当社と当社の非連結子会社の役員等（取締役及び監査役）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。
 - ・ 保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・ 当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・ 2025年6月27日開催の第69期定時株主総会において、新たに吉川日出行及び秋吉忍の両氏は取締役に選任され就任いたしました。
 - ・ 2025年6月27日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって、辻井一成氏は取締役に任期満了により退任いたしました。
 - ・ 2025年9月30日付で取締役小倉朋子氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はございません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役	121	17	91	12	12
(うち社外取締役)	(11)	(11)	(-)	(-)	(6)
監査役	15	15	-	-	4
(うち社外監査役)	(7)	(7)	(-)	(-)	(3)
合 計	136	32	91	12	16
(うち社外役員)	(18)	(18)	(-)	(-)	(9)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年4月1日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、14名であります。
なお、上記の報酬枠内にて対象取締役に対し年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の「譲渡制限付株式報酬の付与」を2023年6月29日開催の定時株主総会において決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年4月1日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。
4. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、2025年6月27日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び2025年9月30日付で辞任した取締役1名の在任中の報酬等が含まれております。なお、当事業年度末現在の役員の員数は、取締役10名（うち社外取締役4名）及び監査役4名（うち社外監査役3名）であります。
5. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（社外取締役を除く）6名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
6. 当社の業績連動報酬の実績といたしましては、下記（注）7.の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり、当事業年度の業績連動報酬には営業利益の実績値を基準に、役職ごとに7段階に予め用意された報酬額のテーブルによって、自動的に算定されております。なお、営業利益を基準にした理由は、営業活動の成果を直接的に反映し、各担当役員のインセンティブとして機能しやすい指標であるためであります。なお、当事業年度の営業利益の実績値は1.会社の現況に関する事項(4)直前3事業年度の財産及び損益の状況に記載しております。
7. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等
当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を下記のとおり、決議しております。
また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役社長、専務取締役、常務取締役及びその他業務執行取締役の報酬は、業績連動報酬とし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬を支払うこととする。なお、報酬は、決定額を月額換算して毎月支払うこととし、賞与支給は行わない。

b. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針

取締役社長、専務取締役、常務取締役及びその他業務執行取締役は、業績（営業利益）等を基準に7段階で評価する。

c. 自社株報酬（非金銭報酬）

取締役社長、専務取締役、常務取締役及びその他業務執行取締役に対しては、報酬額の一定割合を自社株報酬（譲渡制限付株式）として支給する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記の方針に基づき、個人別の報酬等の額については、代表取締役社長中西一真氏が、その具体的内容の決定権の委任を受けるものとする。

なお、委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当分野の評価を上記の方針の基準に従って決定するのに適しているからである。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長 昌 ル ミ	取締役会8回中8回出席し、長年にわたる会社経営の豊富な知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役	森 巖	取締役会は8回中8回出席し、他社において培われた豊富な知識・経験に基づく助言・提言を適宜行っております。
社外取締役	佐 藤 秀 美	取締役会は8回中8回出席し、他社において培われた豊富な知識・経験に基づく助言・提言を適宜行っております。
社外取締役	小 倉 朋 子	取締役会は5回中5回出席し、他社において培われた豊富な知識・経験に基づく助言・提言を適宜行っております。
社外取締役	秋 吉 忍	取締役会5回中5回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	上 願 敏 来	取締役会は8回中8回、監査役会は7回中7回それぞれ出席し、税理士としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	辻 坂 清 志	取締役会は8回中8回、監査役会は7回中7回それぞれ出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	宮 本 文 子	取締役会は8回中8回、監査役会は7回中7回それぞれ出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜必要な発言を行っております。

(注) 取締役秋吉忍氏は2025年6月27日開催の第69期定時株主総会において選任されたため、また、取締役小倉朋子氏は2025年9月30日付で辞任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。また、2025年9月30日付をもって社外取締役を辞任いたしました小倉朋子氏との間で同様の契約を締結しておりました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前事業年度における監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比、当事業年度の監査計画における監査日数及び報酬額の見積りの相当性等について検討の結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の基本方針に則った「行動規範」を策定し、代表取締役社長がその精神を役職者はじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底し、内部監査室がコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

監査役及び内部監査室は連携しコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書又は電磁的媒体に記録し保存する。

監査役は取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクを体系的に管理するため、「与信管理規程」等のリスクに対する関連諸規程に基づき、内部監査室が全社的なリスクを総括して管理する。

内部監査室は監査役と連携をとりながら各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、各部門取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。

各部門取締役は、取締役会及び本部長会において定期的に報告し、施策及び効率的な業務の執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。また、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や法令ならびに定款に違反する行為を認知した場合、直ちに監査役に報告するものとする。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定の手順や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務の執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、監査役はその独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

なお、監査役がその職務の執行について、費用の前払い又は償還等の請求を行った時は、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該請求に係る費用又は債務の処理を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度中における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであり、適切に運用されていることを確認しております。

- ・取締役会を8回開催し、重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、業務執行の監督を行いました。
- ・監査役会を7回開催し、各監査役の監査状況を報告するとともに内部監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行いました。
- ・財務報告に係る内部統制評価の実施及び評価結果の検討等のために本部長会で適宜審議いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を棄損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組

① 当社の事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、昭和21年（1946年）11月の戦後学校給食の再開された年に、給食用アルミ食器の販売を目的として創業され、その後、1958年8月に業務用厨房機器の製造及び販売を目的として会社組織に再編される形で、大阪府大阪市生野区（現在の本店所在地）に設立されました。

その後、学校給食用の大量調理用機器として、調理機、洗浄機、また、

日本初となる熱風消毒保管機を開発し、自動フライヤー、自動炊飯システムといった省力化・省人化システムの開発にもいち早く取り組んでまいりました。また、当社の戦略製品である連続式過熱水蒸気調理機のSVロースターは学校給食だけでなく、弁当・惣菜工場など短時間で大量の調理を行う必要があるお客様に広く導入されております。

こうした開発への努力が実を結び、当社のお客様は、学校給食センターなどの学校給食分野や医療や老人福祉関連などの病院給食分野、学生食堂・社員食堂などの事業所給食分野だけでなく、大手外食チェーン店などの外食産業や、食生活の多様化を背景に惣菜やレトルト食品、コンビニ弁当などを調理する食品工場など多岐にわたっております。

また、コロナ禍によって、経済格差と栄養状態の格差の関係も注目を集めるようになりましたが、当社は食事において安価な値段で誰もが適正な栄養を補給できる社会の実現を目指すべきと考えております。これをひとつの形として実現しているのが学校給食制度であり、当社は、「いただきますの未来をつくる」というコーポレートスローガンを掲げ、世界的にも注目をされている日本の学校給食制度を支え、世界一給食について真剣に考えている企業としての自覚と自負を持って日々の業務に励んでおります。

当社では、当社の強みを、単なる機械メーカーに留まらず、お客様の課題に対して「提案」、「設計」、「施工」、「開設支援」を一貫してご提供できる点にあると考えており、業態や地域を超えて様々な分野の厨房を「トータルサポート」できることが当社の企業価値の源泉のひとつであると考えております。

また、全国に展開した販売網を基盤として、時代の流れやマーケットニーズを的確に捉えた製品やトータルシステムの開発を進められる「企画・開発力」、そして全国の学校給食インフラの維持・サポートを行う「メンテナンス力」が、当社の企業価値の源泉の重要な要素となっていると考えております。

当社では、「われわれは、切磋琢磨して、斬新なアイデアを提供できる企業人となり、万人の食生活をますます豊かにすることに貢献する。」を経営理念としております。

上記の企業価値の源泉は、こうした経営理念に基づいたものであり、当社は、これからも人々の社会生活の多様化に対応した「食文化のコーディネーター」人材を多数輩出して、食生活に新たな価値を創造してまいります。

②中期経営計画に基づく企業価値向上への取組

当社は、2025年5月に2025年度から2027年度までの「中期経営計画」（以下「当中期経営計画」といいます。）を対外発表しております。当中期経営計画の策定にあたり、当社の長期ビジョンとして『厨房エンジニアリングのリーディングカンパニーとして、チャレンジ精神と高い技術力で食の未来を創造し関わる人すべてに笑顔と健康を届ける』を掲げております。

当社は、厨房エンジニアリングのリーディングカンパニーとして主力市場である給食市場への厨房機器の製造・販売に加えて、中食・食品加工等の食品エンジニアリングや海外、その他新規領域への積極的な進出・拡大を目指し、厨房機器・食品加工業界をリードする存在を目指します。

当社は、給食施設・食品工場・飲食店など、多様なお客様のご要望に応えるため、新しい取組に積極的に挑んできました。当社に根付くチャレンジ精神と、礎となる製造開発・技術力に磨きをかけ、これからも新しい価値を創り続けます。

当社は、お客様に満足いただける製品・サービスを届けるだけでなく、従業員が安心感と誇りを持って働ける環境づくりにも注力することで、社内外全てのステークホルダーに愛され、信頼される企業を目指します。

この長期ビジョンに基づいた当中期経営計画のビジョンは「さらなる飛躍への基盤づくり～人と組織の力を高め、新たな挑戦へ～」としております。当中期経営計画における具体的な取組は以下のとおりです。

(ア) トップシェア領域でのリーダーポジションの確立

既に日本社会が少子・高齢化時代に突入して久しく、学校給食を食べる児童・生徒の減少傾向は留まりません。また、入院期間の短縮化などで病院給食市場も飽和状態にあります。こうした中、当社ではこれまでのお客様との関係を大切にして、従来どおり学校・病院給食市場をベースとしつつも、学校給食市場における学校統合や給食提供方式の単独校方式からセンター方式への切替え、病院給食市場における院内調理方式からセントラルキッチン方式への切替えなどといった市場環境の変化に伴うビジネスチャンスを逃さずシェアを拡大してまいります。

学校給食市場ではトップシェアをゆるぎないものへとし、病院給食市場においては中長期的視点で注力しトップシェアを目指して売上を拡大して参ります。

(イ) チャレンジ領域への積極的なアプローチ

従来の業務用厨房機器市場の周辺領域にあたる食品機械市場への販路拡大については、引き続き国内の中食・食品加工市場への攻略を進

めます。また海外市場への本格展開も並行して進めます。

バリューチェーンでの上流にあたるレイアウト設計やライン設計、動線改善指導等のエンジニアリング・コンサルティング分野へののじみ出し戦略も継続してまいります。周辺領域や新領域の模索・進出については資本業務提携・M&A・ベンチャー出資など様々な手法を駆使して時間とリスクを最小化しつつシナジー効果の早期刈り取りを目指します。

(ウ)人材確保・育成を中核に据えた組織力の向上

当社では業界に先駆けてデジタル技術の活用と情報革新に取り組んでおり、2023年には厨房機器業界では初となるDX認定企業となりました。当社のDX戦略は2025年2月に再策定を行い開示しております。このDX戦略の実行により厨房機器業界内でのデジタル化推進ナンバーワン企業としての立場をより強固にしていきます。

当中期経営計画では、長期ビジョン実現に向けた人材への積極投資を重要戦略のひとつとして位置づけており、人材の確保と育成のために積極的投資を行います。現在管理部内にある人事機能を増員・強化し戦略的な人事施策の立案、実行を行える体制を早期に実現します。

当社の経営理念に「斬新なアイデアの提供」「企業人」という言葉があるように、企業価値の源泉のひとつには当社の人材があり、その人材たる社員からの様々なアイデアの発露が不可欠だと考えております。

優れたアイデアを生み出すためには、安心して働き続けられる環境が必要であり、就業しながら子育てを継続、仕事と子育てを両立させる仕組みが必要です。当社では、2022年度より社員の子どもの給食費を会社が支給する制度を導入し、安心して子どもを生み育てる環境づくりのための行動をはじめています。

なお、2020年度からは、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用して、全国の自治体様が取り組む少子化対策や次世代育成事業への支援を行い、社会問題の解決への貢献や地域との交流などを通じて、社員が誇りを持って仕事に取り組めるようにしています。

当社の社員が、業績向上への意識ばかりではなくサステナブルな社会の実現を目指して、社員とその家族はもとより、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会の実現に向けて行動することを目指しています。

当中期経営計画でもお示ししたとおり、当社は、以上の(ア)から(ウ)の取組を通じて、経営目標として2027年3月期の売上高目標を420億円とし、長期的には80期（2035年）には売上高500億円の達成を目指

していく所存であります。

③コーポレートガバナンス機能の強化・充実・取組

当社は、顧客、従業員、取引先、コミュニティ（地域社会）、株主・投資家など全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めています。

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、コーポレートガバナンス体制の改善・強化に努めております。2019年6月には執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行の権限を委譲し、経営責任を明確にするとともに意思決定及び業務執行のスピードアップを図ってまいりました。

当社の取締役会は、現在、取締役10名で構成され、うち社外取締役は4名で、そのうち3名を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。また、当社の監査役会は、監査役4名で構成され、うち社外監査役は3名で、その全員を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

なお、本株主総会の第2号議案として上程した「監査役2名選任の件」が株主の皆様にご承認されますと、当社の監査役会は監査役4名で構成されることとなり、うち社外監査役は3名となり、その全員を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出る予定であります。

当社は、今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

①本プランの目的

当社は、2023年2月17日開催の当社取締役会において、当社の企業価値については株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。また、本プランは、2023年6月29日開催の当社第67期定時株主総会（以下「第67期定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様により、その継続が承認されております。

当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される

ことを防止するための取組として、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入いたしました。

②本プランの概要

本プランは、(i)当社の株券等の特定株式保有者等の議決権割合を25%以上とする当社株券等の買付行為又は(ii)結果として特定株式保有者等の議決権割合が25%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。）若しくは(iii)上記の(i)又は(ii)の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が25%以上となるものに限り、以下、(i)乃至(iii)の行為を総称して「大量買付行為等」といい、大量買付行為等を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に情報の提供を求め、当該大量買付行為等について評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為等を開始することができないものとします。

本プランの有効期間は、2023年6月29日に開催された当社第67期定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとなります。

(注) 本プランの詳細は、2023年6月9日付の当社第67期定時株主総会の招集通知（当社ホームページ <https://www.nakanishi.co.jp/ir/meeting/> 「IR 情報

ページ」の「株主総会情報」に掲載)をご参照ください。また、当社は、本株主総会に第3号議案として「当社株券等の大量買付行為への対応策の継続の件」を上程しておりますので、第3号議案もご参照ください。

(4) 各取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

①上記(2)について

上記(2)に記載した各取組は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組は、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

②上記(3)について

本プランは、大量買付行為等が行われる際に、当該大量買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保することや、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組であり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(i)買収への対応方針に関する各指針等に適合していること、(ii)株主の皆様の意思が重視されていること、(iii)取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、(iv)デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,841,232	流動負債	9,298,514
現金及び預金	3,531,115	買掛金	3,336,010
受取手形	24,171	短期借入金	2,800,000
電子記録債権	622,804	1年内返済予定の長期借入金	332,652
売掛金	9,256,551	リース債務	29,715
商品及び製品	1,839,701	未払金	513,046
仕掛品	1,002,976	未払費用	438,287
原材料及び貯蔵品	1,024,721	未払法人税等	416,772
前渡金	110,925	未払消費税等	178,813
前払費用	171,935	契約負債	241,655
関係会社短期貸付金	220,700	預り金	81,473
その他	36,619	前受収益	9,137
貸倒引当金	△990	賞与引当金	383,729
		その他	537,221
固定資産	16,058,291	固定負債	2,125,866
有形固定資産	10,459,511	長期借入金	820,183
建物	3,167,950	リース債務	112,783
構築物	68,389	繰延税金負債	1,144
機械及び装置	385,252	再評価に係る繰延税金負債	307,738
車両運搬具	4,832	退職給付引当金	794,324
工具、器具及び備品	154,897	資産除去債務	54,137
土地	4,754,054	その他	35,555
リース資産	129,623	負債合計	11,424,380
建設仮勘定	1,794,511	純 資 産 の 部	
無形固定資産	424,072	株主資本	22,079,475
ソフトウェア	404,946	資本金	1,445,600
電話加入権	9,995	資本剰余金	1,560,631
ソフトウェア仮勘定	9,130	資本準備金	1,542,251
投資その他の資産	5,174,708	その他資本剰余金	18,380
投資有価証券	4,340,560	利益剰余金	19,290,016
関係会社株式	240,667	利益準備金	86,779
出資金	120	その他利益剰余金	19,203,237
破産更生債権等	138,555	圧縮記帳積立金	4,773
長期前払費用	12,068	別途積立金	3,930,000
前払年金費用	278,193	繰越利益剰余金	15,268,464
その他	303,098	自己株式	△216,772
貸倒引当金	△138,555	評価・換算差額等	395,667
		その他有価証券評価差額金	1,300,595
		繰延ヘッジ損益	11,507
		土地再評価差額金	△916,436
		純資産合計	22,475,142
資産合計	33,899,523	負債純資産合計	33,899,523

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		41,008,792
売上原価		30,221,359
売上総利益		10,787,433
販売費及び一般管理費		7,738,072
営業利益		3,049,360
営業外収益		
受取利息及び配当金	87,229	
仕入割引	20,282	
スクラップ売却益	23,585	
その他	27,794	158,892
営業外費用		
支払利息	19,379	
支払手数料	954	
株主優待費用	11,324	
その他	6,684	38,342
経常利益		3,169,910
特別利益		
固定資産売却益	3,102	3,102
特別損失		
固定資産除却損	1,718	
投資有価証券評価損	40,000	
減損損失	252	41,971
税引前当期純利益		3,131,041
法人税、住民税及び事業税	881,339	
法人税等調整額	39,608	920,947
当期純利益		2,210,093

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
						圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金
2025年4月1日 残高	1,445,600	1,542,251	—	1,542,251	86,779	7,424	3,930,000	13,600,579
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△544,859
当 期 純 利 益								2,210,093
圧縮記帳積立金の取崩						△2,650		2,650
自己株式の取得								
自己株式の処分			18,380	18,380				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	18,380	18,380	—	△2,650	—	1,667,885
2026年3月31日 残高	1,445,600	1,542,251	18,380	1,560,631	86,779	4,773	3,930,000	15,268,464

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合 計							
2025年4月1日 残高	17,624,782	△92,992	20,519,641	844,097	887	△916,436	△71,451	20,448,189
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当	△544,859		△544,859					△544,859
当 期 純 利 益	2,210,093		2,210,093					2,210,093
圧縮記帳積立金の取崩	—		—					—
自己株式の取得		△248,758	△248,758					△248,758
自己株式の処分		124,977	143,358					143,358
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				456,498	10,619		467,118	467,118
事業年度中の変動額合計	1,665,234	△123,780	1,559,834	456,498	10,619	—	467,118	2,026,953
2026年3月31日 残高	19,290,016	△216,772	22,079,475	1,300,595	11,507	△916,436	395,667	22,475,142

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・原材料・仕掛品（標準部品）

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 製品・仕掛品（その他）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3～50年

有形固定資産 その他 2～45年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る未認識数理計算上の差異等を加減した額を超えている場合には、貸借対照表の前払年金費用に計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

業務用厨房機器製造販売事業

業務用厨房機器製造販売事業においては、厨房機器の仕入商品の販売並びに業務用の炊飯機、洗浄機、消毒保管機等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し、履行義務を充足した引渡時点又は検収時点において収益を認識しております。

また、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された金額で測定しております。

製造及び販売の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。また、契約条件に従い、履行義務の充足前に前受の形式により対価を受領する場合には、契約負債を計上しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…商品輸入による外貨建買入れ債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方針

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」として表示しておりました電子記録債権は、当事業年度において重要性が高まったことから「電子記録債権」として、独立掲記することとしております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	280,420千円
土地	1,513,279
計	1,793,700

上記に対応する債務は、次のとおりであります。

短期借入金	2,098,777千円
1年内返済予定の長期借入金	332,652
長期借入金	620,183
計	3,051,612

(2) 当社が出資しているPFI事業に関する事業会社（7社）の借入債務に対して担保を提供しており、担保に供する資産は以下のとおりであります。

投資有価証券	11,300千円
計	11,300

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,431,740千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,460千円
短期金銭債務	6,774

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法については「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める方法により算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	321,684千円

5. コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	1,000,000

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	821千円
仕入高	148,381
営業取引以外の取引による取引高	11,542

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,306,000	—	—	6,306,000
合計	6,306,000	—	—	6,306,000
自己株式				
普通株式	43,243	102,000	53,135	92,108
合計	43,243	102,000	53,135	92,108

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加102,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。また、減少47,952株は従業員への株式付与、5,183株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	544,859	87.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	683,528	利益剰余金	110.00	2026年3月31日	2026年6月29日

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	249,417千円
未払金	23,001
未払給与社会保険料	13,383
賞与引当金	120,490
未払賞与社会保険料	18,508
棚卸資産評価損	34,898
棚卸資産廃棄損	2,356
投資有価証券評価損	39,837
貸倒引当金	43,821
試験研究費	166,459
未払事業税	32,352
資産除去債務	18,858
その他	58,457
繰延税金資産小計	821,845
評価性引当額	△102,325
繰延税金資産合計	719,519
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△618,164
前払年金費用	△87,352
固定資産圧縮積立金	△2,184
その他	△12,961
繰延税金負債合計	△720,664
繰延税金負債の純額	△1,144

上記の他、「再評価に係る繰延税金負債」として計上している、土地の再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は下記のとおりであります。

土地の再評価に係る繰延税金資産	498,869千円
評価性引当額	△498,869
土地の再評価に係る繰延税金負債	△307,738
土地の再評価に係る繰延税金負債の純額	△307,738

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用

資金運用は、短期的な預金等及び安全性の高い金融資産での運用に限定しております。

資金調達

資金調達は、銀行等の金融機関からの借入により行っております。また、デリバティブについては、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するための取引及び長期借入金の金利変動リスクを回避するための取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産

営業債権：信用リスク（取引先の契約不履行による回収遅延及び回収不能）

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の財務状況等に係る信用リスクに晒されております。

関係会社貸付金：信用リスク（取引先の契約不履行による回収遅延及び回収不能）

関係会社貸付金は、当社が関係会社に対し行っているものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式：市場リスク（価額変動）及び財務状況悪化リスク

投資有価証券及び関係会社株式である株式は、上場株式には市場価格の変動リスク、非上場株式には財務状況の悪化リスクが存在しております。なお、株式の取得は業務上の関係を有する企業に関連したものに限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

金融負債

営業債務：流動性リスク（資金繰り）及び市場リスク（為替変動）

営業債務である買掛金は、短期に支払期日が到来するため、資金繰りに関する流動性リスクが存在しております。また、買掛金の一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクが存在しております。

借入金：流動性リスク（資金繰り）及び市場リスク（金利変動）

借入金には、資金繰りに関する流動性リスク及び市場における金利変動リスクが存在しております。

償還期限について

借入金の償還期限は最長3年であります。

デリバティブ

外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方針等については、前述「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項「(1) ヘッジ会計の方法」」」をご参照ください。

(3) リスク管理体制

信用リスク

与信管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による不良債権の発生防止に努めております。

市場リスク（価額変動）及び財務状況悪化リスク

定期的到时価を把握し、必要に応じて取締役会に報告しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

市場リスク（為替変動・金利変動）

必要に応じてヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び金利スワップ取引によるリスク管理を行うものとしております。

流動性リスク（資金繰り）

資金管理取扱規程に従い、適時に資金計画を作成して資金繰りを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を採用しております。よって、当該価額の算定において異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（「その他有価証券」（貸借対照表計上額 68,453千円）、「関係会社株式」（貸借対照表計上額 240,667千円））は、次表に含まれておりません。

また、「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「関係会社短期貸付金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「1年内返済予定の長期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	4,272,106	4,272,106	—
② デリバティブ取引 (*)	16,774	16,774	—
③ 長期借入金	820,183	818,863	△1,319

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,272,106	—	—	4,272,106
デリバティブ取引				
通貨関連	—	16,774	—	16,774

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	818,863	—	818,863

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入金を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅸ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、当社で使用するオフィスビル（土地を含む。）を所有しており、一部を賃貸用オフィスとして使用しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
1,142,703	2,151,446

（注） 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額及び「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		
	業務用厨房機器 製造販売事業	不動産賃貸事業	計
製品売上高	34,654,857	—	34,654,857
商品売上高	6,252,414	—	6,252,414
顧客との契約から生じる収益	40,907,271	—	40,907,271
その他の収益	—	101,520	101,520
外部顧客への売上高	40,907,271	101,520	41,008,792

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
売掛金	7,955,094
電子記録債権	379,609
受取手形	153,652
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
売掛金	9,256,551
電子記録債権	622,804
受取手形	24,171
契約負債（期首残高）	
前受金	41,666
契約負債（期末残高）	
前受金	241,655

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、39,602千円であります。

なお契約負債は、顧客との契約に基づき、履行義務の充足前に受領した前受金であります。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,616円92銭
1株当たり当期純利益	356円77銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社中西製作所

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 児 玉 秀 康
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 好 慧
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中西製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社中西製作所 監査役会

常勤監査役	西	埜	純	一	⑩
社外監査役	上	願	敏	來	⑩
社外監査役	辻	坂	清	志	⑩
社外監査役	宮	本	文	子	⑩

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第70期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績ならびに将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金110円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は683百万円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役上願敏來及び辻坂清志の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	つじさか きよし 辻坂 清志 (1985年10月30日生)	2013年1月 弁護士登録(大阪弁護士会) 弁護士法人権藤・黒田法律事務所(現弁護士法人権藤&パートナーズ)入所 2020年3月 同法人パートナー弁護士(現任) 2022年6月 当社社外監査役(現任) (監査役在任期間 4年)	一株
2	おおにし けいじ 大西 啓之 (1965年3月2日生)	1987年4月 大阪国税局入局 2017年7月 港税務署長 2024年7月 大阪国税局調査第二部長 2025年9月 大西啓之税理士事務所開設 同事務所代表(現任)	一株

(注) 1. 大西啓之氏は、新任の監査役候補者であります。

2. 両候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 社外監査役候補者に関する事項

①辻坂清志氏及び大西啓之氏の両氏は社外監査役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

②社外監査役候補者の選任理由は、次のとおりであります。

辻坂清志氏につきましては、弁護士として企業法務に精通しており、その豊富な専門知識や経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

大西啓之氏につきまして、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、国税局出身の税理士として企業税務に精通しており、その豊富な専門知識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

③当社は、辻坂清志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項

の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。辻坂清志氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

④当社は、大西啓之氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 当社は、当社の役員等（取締役及び監査役）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。両候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は当社と当社の非連結子会社を対象とした同内容での更新をいたしております。

【ご参考】役員選任議案可決後の体制

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、役員構成は次のとおりとなる予定であります。

ご参考までに各役員に期待する分野を記載しております。

	氏名	属性	在任期間	性別	特に専門性を期待する分野								
					経営ト ップ経 験	製造・ 開発	営業・ マーケ ティン グ	管理・ 財務	法務・ リスク 管理	グローバ ル経験	DX 戦略	学識 経験	
取締役	中西 一真		9年	男	○	○		○				○	
	平山 康雄		5年	男	○		○						
	上村 辰也		5年	男	○	○	○						
	吉田 満		3年	男		○	○						
	鈴木 克也		3年	男			○						
	吉川日出行		1年	男					○		○		
	長昌 ルミ	社外・独立	7年	女	○								
	森 巖	社外	5年	男						○			
	佐藤 秀美	社外・独立	2年	女									○
秋吉 忍	社外・独立	1年	女					○					
監査役	西埜 純一		2年	男				○					
	辻坂 清志	社外・独立	4年	男					○				
	宮本 文子	社外・独立	2年	女				○					
	大西 啓之	社外・独立	一	男				○					

(注) 社外取締役森巖氏の在任期間には、社外監査役としての2年を含んでおります。

第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策の継続の件

当社は、2026年5月8日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、下記のとおり、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決定いたしました。

本プランの有効期間は、本株主総会の終了の時までとしておりましたが、本プランの継続については、本株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しておりましたので、本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの継続を決議した当社取締役会においては、社外取締役4名及び社外監査役3名の全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、全員が本プランの内容に賛同する旨の意見を述べております。

また、2026年3月31日現在における当社の大株主の状況は、参考資料1「当社の大株主の状況」のとおりであり、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大量買付行為を行う旨の提案等を受けている事実はありません。

記

I. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

また、当社は、当社株券等の大量買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大量買付けの内容等につ

いて検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を棄損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組

1. 当社の事業特性と企業価値に関する考え方

当社は、昭和21年（1946年）11月の戦後学校給食の再開された年に、給食用アルミ食器の販売を目的として創業され、その後、1958年8月に業務用厨房機器の製造及び販売を目的として会社組織に再編される形で、大阪府大阪市生野区（現在の本店所在地）に設立されました。

その後、学校給食用の大量調理用機器として、調理機、洗浄機、また、日本初となる熱風消毒保管機を開発し、自動フライヤー、自動炊飯システムといった省力化・省人化システムの開発にもいち早く取り組んでまいりました。また、当社の戦略製品である連続式過熱水蒸気調理機のSVロースターは学校給食だけでなく、弁当・惣菜工場など短時間で大量の調理を行う必要があるお客様に広く導入されております。

こうした開発への努力が実を結び、当社のお客様は、学校給食センターなどの学校給食分野や医療や老人福祉関連などの病院給食分野、学生食堂・社員食堂などの事業所給食分野だけでなく、大手外食チェーン店などの外食産業や、食生活の多様化を背景に惣菜やレトルト食品、コンビニ弁当などを調理する食品工場など多岐にわたっております。

また、コロナ禍によって、経済格差と栄養状態の格差の関係も注目を集めるようになりましたが、当社は食事において安価な値段で誰もが適正な栄養を補給できる社会の実現を目指すべきと考えております。これをひとつの形として実現しているのが学校給食制度であり、当社は、「いただきますの未来をつくる」とい

うコーポレートスローガンを掲げ、世界的にも注目をされている日本の学校給食制度を支え、世界一給食について真剣に考えている企業としての自覚と自負を持って日々の業務に励んでおります。

当社では、当社の強みを、単なる機械メーカーに留まらず、お客様の課題に対して「提案」、「設計」、「施工」、「開設支援」を一貫してご提供できる点にあると考えており、業態や地域を超えて様々な分野の厨房を「トータルサポート」できることが当社の企業価値の源泉のひとつであると考えております。

また、全国に展開した販売網を基盤として、時代の流れやマーケットニーズを的確に捉えた製品やトータルシステムの開発を進められる「企画・開発力」、そして全国の学校給食インフラの維持・サポートを行う「メンテナンス力」が、当社の企業価値の源泉の重要な要素となっていると考えております。

当社では、「われわれは、切磋琢磨して、斬新なアイデアを提供できる企業人となり、万人の食生活をますます豊かにすることに貢献する。」及び「われわれは、良品廉価を持って顧客に奉仕し、その繁栄とともに、われわれ自身の生活向上を目指す。」を経営理念としております。

上記の企業価値の源泉は、こうした経営理念に基づいたものであり、当社は、これからも人々の社会生活の多様化に対応した「食文化のコーディネーター」人材を多数輩出して、食生活に新たな価値を創造してまいります。

2. 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組

当社は、2025年5月に2025年度から2027年度までの「中期経営計画」（以下「当中期経営計画」といいます。）を対外発表しております。当中期経営計画の策定にあたり、当社の長期ビジョンとして『厨房エンジニアリングのリーディングカンパニーとして、チャレンジ精神と高い技術力で食の未来を創造し関わる人すべてに笑顔と健康を届ける』を掲げております。

当社は、厨房エンジニアリングのリーディングカンパニーとして主力市場である給食市場への厨房機器の製造・販売に加えて、中食・食品加工等の食品エンジニアリングや海外、その他新規領域への積極的な進出・拡大を目指し、厨房機器・食品加工業界をリードする存在を目指します。

当社は、給食施設・食品工場・飲食店など、多様なお客様のご要望に応えるため、新しい取組に積極的に挑んできました。当社に根付くチャレンジ精神と、礎となる製造開発・技術力に磨きをかけ、これからも新しい価値を創り続けます。

当社は、お客様に満足いただける製品・サービスを届けるだけでなく、従業員が安心感と誇りを持って働ける環境づくりにも注力することで、社内外全てのステークホルダーに愛され、信頼される企業を目指します。

この長期ビジョンに基づいた当中期経営計画のビジョンは「さらなる飛躍への基盤づくり～人と組織の力を高め、新たな挑戦へ～」としております。当中期経営計画における具体的な取組は以下のとおりです。

(ア) トップシェア領域でのリーダーポジションの確立

既に日本社会が少子・高齢化時代に突入して久しく、学校給食を食べる児童・生徒の減少傾向は留まりません。また、入院期間の短縮化などで病院給食市場も飽和状態にあります。こうした中、当社ではこれまでのお客様との関係を大切に、従来どおり学校・病院給食市場をベースとしつつも、学校給食市場における学校統合や給食提供方式の単独校方式からセンター方式への切替え、病院給食市場における院内調理方式からセントラルキッチン方式への切替えなどといった市場環境の変化に伴うビジネスチャンスを逃さずシェアを拡大してまいります。

学校給食市場ではトップシェアをゆるぎないものへとし、病院給食市場においては中長期的視点で注力しトップシェアを目指して売上を拡大してまいります。

(イ) チャレンジ領域への積極的なアプローチ

従来の業務用厨房機器市場の周辺領域にあたる食品機械市場への販路拡大については、引き続き国内の中食・食品加工市場への攻略を進めます。また海外市場への本格展開も並行して進めます。

バリューチェーンでの上流にあたるレイアウト設計やライン設計、動線改善指導等のエンジニアリング・コンサルティング分野へのにじみ出し戦略も継続してまいります。周辺領域や新領域の模索・進出については資本業務提携・M&A・ベンチャー出資など様々な手法を駆使して時間とリスクを最小化しつつシナジー効果の早期刈り取りを目指します。

(ウ) 人材確保・育成を中核に据えた組織力の向上

当社では業界に先駆けてデジタル技術の活用と情報革新に取り組んでおり、2023年には厨房機器業界では初となるDX認定企業となりました。当社のDX戦略は2025年2月に再策定を行い開示しております。このDX戦略の実行により厨房機器業界内でのデジタル化推進ナンバーワン企業としての立場をより強固にしていきます。

当中期経営計画では、長期ビジョン実現に向けた人材への積極投資を重要戦略のひとつとして位置づけており、人材の確保と育成のために積極的投資を行います。現在管理部内にある人事機能を増員・強化し戦略的な人事施策の立案、実行を行える体制を早期に実現します。

当社の経営理念に「斬新なアイデアの提供」「企業人」という言葉があるよう

に、企業価値の源泉のひとつには当社の人材があり、その人材たる社員からの様々なアイデアの発露が不可欠だと考えております。

優れたアイデアを生み出すためには、安心して働き続けられる環境が必要であり、就業しながら子育てを継続、仕事と子育てを両立させる仕組みが必要です。当社では、2022年度より社員の子どもの給食費を会社が支給する制度を導入し、安心して子どもを生み育てる環境づくりのための行動をはじめています。

なお、2020年度からは、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用して、全国の自治体様が取組む少子化対策や次世代育成事業への支援を行い、社会問題の解決への貢献や地域との交流などを通じて、社員が誇りを持って仕事に取り組めるようにしています。

当社の社員が、業績向上への意識ばかりではなくサステナブルな社会の実現を目指して、社員とその家族はもとより、あらゆる人が自分らしい人生を健康で豊かに楽しむことのできる社会の実現に向けて行動することを目指しています。当中期経営計画でもお示ししたとおり、当社は、以上の(ア)から(ウ)の取組を通じて、経営目標として2027年3月期の売上高目標を420億円とし、長期的には80期（2035年）には売上高500億円の達成を目指していく所存であります。

3. コーポレートガバナンス機能の強化・充実・取組

当社は、株主、取引先、社員など全てのステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図っていくために、コーポレートガバナンス体制の充実を経営の重要課題のひとつと認識し、透明・公正かつ効率性の高い経営の実践に努めています。

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、コーポレートガバナンス体制の改善・強化に努めております。2019年6月には執行役員制度を導入し、執行役員に業務執行の権限を委譲し、経営責任を明確にするとともに意思決定及び業務執行のスピードアップを図ってまいりました。

当社の取締役会は、現在、取締役10名で構成され、うち社外取締役は4名で、このうち3名を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。また、当社の監査役会は、監査役4名で構成され、うち社外監査役は3名で、その全員を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

なお、本株主総会の第2号議案として上程した「監査役2名選任の件」が株主の皆様にご承認されますと、当社の監査役会は監査役4名で構成されることとなり、うち社外監査役は3名となります。その全員を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出る予定であります。

当社は、今後もより一層、経営の健全性・透明性を向上させるべく、コーポレ

ートガバナンス体制の強化に努めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ.「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株券等の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反するような株券等の大量買付けを抑止するためには、大量買付けを行う者に対して、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大量買付けを行う者が提案する事業及び経営方針が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様の判断の参考に供すること、当社取締役会が買付けを行う者との間で当社の事業及び経営の方針等について交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様に提示するというプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、株券等の大量買付けに対する対抗措置を発動することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記Ⅰ.「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、対抗措置の発動手続等を定めた本プランの継続を株主の皆様にお諮りすることといたしました。

2. プランの概要

本プランは、(i) 当社の株券等¹の特定株式保有者等²の議決権割合³を20%以上とする当社株券等の買付行為又は(ii) 結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。）若しくは(iii) 上記の(i)又は(ii)の行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主⁴との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁵を樹立する行為⁶（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合が20%以上となるものに限り、以下、(i)乃至(iii)の行為を総称して「大量買付行為等」といい、大量買付行為等を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報（下記3. (1) イ「情報の提供」において定義します。）の提供を求め、当該大量買付行為等について評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに独立委員会（詳細については下記3. (3) ア「独立委員会の設置」をご参照ください。）の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2 (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下、同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。以下、同様とします。）又は、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、その方法を問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認められた者をいいます。）を意味します。

3 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式総数（ただし、議決権のある株式に限り、）から、有価証券報告書又は四半期報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の単元未満株式数及び有価証券報告書、四半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式数（ただし、単元未満株式数を除きます。）を減じた株式数（ただし、単元未満株式数を除きます。）を、1単元の株式数で除した数とします。

4 複数である場合を含みます。以下、(iii)において同様とします。

5 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該

特定の株主及び他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

- 6 上記(iii)所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

なお、本プランの導入時点において、①既に当社の株券等の特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となっている者は大量買付者の定義から除く（ただし、その者が、本プランの導入時点以後に当社の株券等を取得した場合は大量買付者の定義から除かないものとします。）ものとし、また、②当社の株券等の特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となっている者のうち、当社の事業活動の支配又は当社の事業活動に対する影響力の行使を目的としないと判断される者についても大量買付者の定義から除くものとしておりました（ただし、②は、その者が当社の株券等について議決権割合で20%以上を保有する者でなくなるように当社の株券等を速やかに処分する場合又は当社の株券等について（当該株券等に関する議決権その他の権利の行使又は留保を一切行うことなく）当社が了承する内容の契約を速やかに締結し、履行する場合に限りません。）が、この点は、本プランの継続にあたっては同様となります。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様ご意思に委ねることとしております。

大量買付者は、大量買付ルールに従って、当社取締役会又は株主総会において対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大量買付行為等を開始することができないものとします。

なお、本プランの手続の流れについては、参考資料2「本プランの概要」をご参照ください。

3. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

ア 買付意向表明書の提出

大量買付者が大量買付行為等を行おうとする場合には、まず、当社取締役会に対して、大量買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大量買付者の基本情報、大量買付者が提案する大量買付行為等の概要及び大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

イ 情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日以内に、株主の皆様ご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大量買付情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付し、大量買付者

には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大量買付情報の項目は下記①乃至⑨のとおりです。

- ①大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ②大量買付行為等の目的、方法及び内容（対象となる株券等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大量買付行為等後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③大量買付行為等に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④大量買付行為等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤大量買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥大量買付行為等後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑦大量買付行為等後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧当社の大量買付者以外の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、独立委員会に対する諮問を経て、大量買付者から提供された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為の内容等を検討するために不十分であると判断した場合には、大量買付者に対して、適宜回答期限を定めて追加情報を提供するよう求めることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討期間（下記(2)「当社取締役会における大量買付行為等の検討等」において定義するものとします。）開始後に、大量買付者が、大量買付情報を要求した前提となる大量買付行為等の内容を変更した場合には、当該変更後の大量買付行為等に係る大量買付情報の提供を求めることができるものとします。

なお、当社取締役会は、大量買付行為等の提案があった事実及び大量買付者

から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時適切に開示を行います。また、当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、その旨並びに下記(2)の本検討期間の始期及び終期を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

(2) 当社取締役会における大量買付行為等の検討等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大量買付者から受領した大量買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為等が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大量買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとします（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）。

当社取締役会は、本検討を行うにあたって、下記(3)「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

また、当社取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大量買付行為等の内容に応じて、下記a. 及びb. の期間を設定し、大量買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし、当社取締役会が、下記4. (1)ウのとおり、株主総会の開催を決定した場合には当社株主総会において対抗措置の発動の是非が決定されるまで）は大量買付行為等を開始することができないものとします。

a. 現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合

情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）

b. a. 以外の方法による大量買付行為等の場合

情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

なお、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を受けて、その決議により、本検討期間を最大30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大量買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

当社取締役会は、本検討を通じて、大量買付行為等に関する当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめ、適時適切に開示を行います。

(3) 独立委員会の勧告

ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大量買付者に対する対抗措置の発動にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外者のみから構成される独立委員会を設置します（独立委員会の規則の概要については参考資料3「独立委員会規則の概要」のとおりです。）。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとします。なお、現在の独立委員及びその略歴等については参考資料4「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりとなりますが、本株主総会において本プランの継続が承認された場合、当社は、本株主総会の終了後最初に開催される取締役会での決議を経て、参考資料4に記した現在の独立委員を再任する予定です。

イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間内において審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、当社取締役会を通じて受領した大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、適宜回答期限を定め、追加情報の提供を求めることができます。

また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定め、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限り）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができます。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができます。

当社取締役会は、独立委員会から勧告が行われた場合は、勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について適時適切に開示を行います。また、当社取締役会における判断にあたっては、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重したうえで、決議を行うものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が大量買付行為等を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4. 大量買付行為等に対する対抗措置

(1) 対抗措置発動の条件

ア 大量買付ルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に重大な影響力を与えうる規模の大量買付行為等について、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様様に、大量買付情報をはじめとする大量買付行為等を受け入れるか否かの判断のために必要かつ十分な情報、大量買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供並びにこれらの検討のために必要かつ十分な時間を保証することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを遵守している場合であっても、当社取締役会が、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為等の内容等を検討した結果、当該大量買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、大量買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合とは、具体的には、下記①乃至⑨のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ①真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社又は当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為等を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ②当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為等を行っている場合

- ③当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為等を行っている場合
- ④当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大量買付行為等を行っている場合
- ⑤最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大量買付行為等を行っている場合
- ⑥買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けの場合
- ⑦大量買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると、公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- ⑧大量買付者の提示する当社の経営方針及び事業計画等が、当社の製品等の安定供給に支障を来す恐れを生じさせ、当社の顧客の利益に重大かつ深刻な影響が及ぶことが想定され、その結果、当社が上記Ⅱ 1. に記載の当社の経営理念を果たせなくなると合理的に判断される場合
- ⑨大量買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合

イ 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主総会の開催

上記ア「大量買付ルールが遵守された場合」記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大量買付者による大量買付行為等の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様意思を確認するものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主総会における株主の皆様判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為等を開始してはならないものとします。

(2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大量買付者が、大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも、大量買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為等に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様判断に従って、対抗措置の是非を決定するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は参考資料5「新株予約権の概要」とおりです。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為等の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為等が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採

ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本株主総会において本プランの継続に関する議案が承認されることを条件として、継続されるものとします。本株主総会において承認された場合の有効期間は、本株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様へ不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

IV. 各取組等に対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組（上記Ⅱ.）について

上記Ⅱ.「基本方針の実現に資する特別な取組」に記載した各取組は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組は、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（上記Ⅲ.）についての判断

(1) 本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大量買付行為等が行われる際に、当該大量買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保することや、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組であり、基本方針に沿うものであります。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

ア 買収への対応方針に関する各指針等に適合すること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収への対応方針の導入に係る遵守事項）に規定される各事項を遵守するものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が令和5年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」並びに東京証券取引所が平成27年6月1日付で公表した「コーポレートガバナンス・コード」の原則1-5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1-5①を踏まえた内容になっております。

イ 株主の皆様の意思が重視されていること

当社は、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続させていただく予定です。

また、上記Ⅲ.5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様の意思が尊重

されることになっております。

これらに加えて、上記Ⅲ. 4. (1)ウ「株主総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大量買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意味形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記Ⅲ. 3. (1)「大量買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

①独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。当社に対して大量買付行為等がなされた場合には、上記Ⅲ. 3. (3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大量買付行為等に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

②合理的な客観的要件の設定

対抗措置は、上記Ⅲ. 4. 「大量買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付行為等が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されています。

エ デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

上記Ⅲ. 5. 「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型の買収への対応方針⁷ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収への対応方針⁸でもありません。

-
- 7 取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針を意味します。
 - 8 取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針を意味します。

V. 株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等について

1. 本プランの継続が株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。

もともと、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が大量買付行為等に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様は、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大量買付行為等に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ.4.「大量買付行為等に対する対抗措置」記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより、当該大量買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向に十分ご注意ください。

2. 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合又は大量買付ルールを遵守した場合でも、大量買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大量買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大量買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態が生じることは想定されておられません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご注意ください。

3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、参考資料5「新株予約権の概要」の記載に従って新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関連する手続は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご注意ください。

(2) 新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

(3) 当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。

以上

参考資料 1

当社の大株主の状況（2026年3月31日現在）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 西 一 真	613,529株	9.87%
レ ッ ク 株 式 会 社	575,100株	9.25%
中 西 製 作 所 取 引 先 持 株 会	524,774株	8.44%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY A C C O U N T	400,000株	6.43%
MSIP CLIENT SECURITIES	395,400株	6.36%
中 西 昭 夫	256,900株	4.13%
株式会社日本カストディ銀行 (信 託 口)	229,600株	3.69%
ガ リ レ イ 株 式 会 社	207,300株	3.33%
中 西 製 作 所 従 業 員 持 株 会	197,388株	3.17%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	161,700株	2.60%

- (注) 1 発行済株式総数は6,306,000株です。
2 持株比率は自己株式（92,108株）を控除して計算しております。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために設置される。

2. 独立委員会の構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から選任される。

3. 独立委員の任期

- (1) 独立委員会の委員の任期は、選任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
- (2) 増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

4. 独立委員会の招集手続

独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される独立委員会の議長又は各独立委員が招集する。

5. 独立委員会の決議方法

独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、全員の一致をもってこれを行う。

6. 独立委員会の権限事項

- (1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行う。
 - ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主総会の開催を求めるか否かを含む。）
 - ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
 - ③ 大量買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断
 - ④ 次項に基づき対抗措置の発動の是非を検討するにあたり、必要となる追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ⑤ 本検討期間の延長の可否
 - ⑥ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更
 - ⑦ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

(2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大量買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 独立委員会への出席

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以 上

参考資料 4

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 秋吉 忍 (あきよし し のぶ)

略歴

1977年3月29日生

2008年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)

2009年1月 堂島総合法律事務所入所

2018年1月 同事務所パートナー弁護士 (現任)

2021年6月 株式会社ヨータイ 監査等委員である社外取締役就任 (現任)

2025年6月 当社社外取締役 (現任)

氏名 辻坂 清志 (つじさか きよし)

略歴

1985年10月30日生

2013年1月 弁護士登録 (大阪弁護士会)

弁護士法人権藤・黒田法律事務所

(現弁護士法人権藤&パートナーズ) 入所

2020年3月 同法人パートナー弁護士(現任)

2022年6月 当社社外監査役 (現任)

氏名 大西 啓之 (おおにし けいじ)

略歴

1965年3月2日生

1987年4月 大阪国税局入局

2017年7月 港税務署長

2024年7月 大阪国税局調査第二部長

2025年9月 大西啓之税理士事務所開設 同事務所代表(現任)

2026年6月 当社社外監査役 (選任予定)

注：当社との関係について

秋吉忍氏は、当社の社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

辻坂清志氏は、当社の社外監査役に再任予定であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

大西啓之氏は、当社の社外監査役に選任予定であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

以上

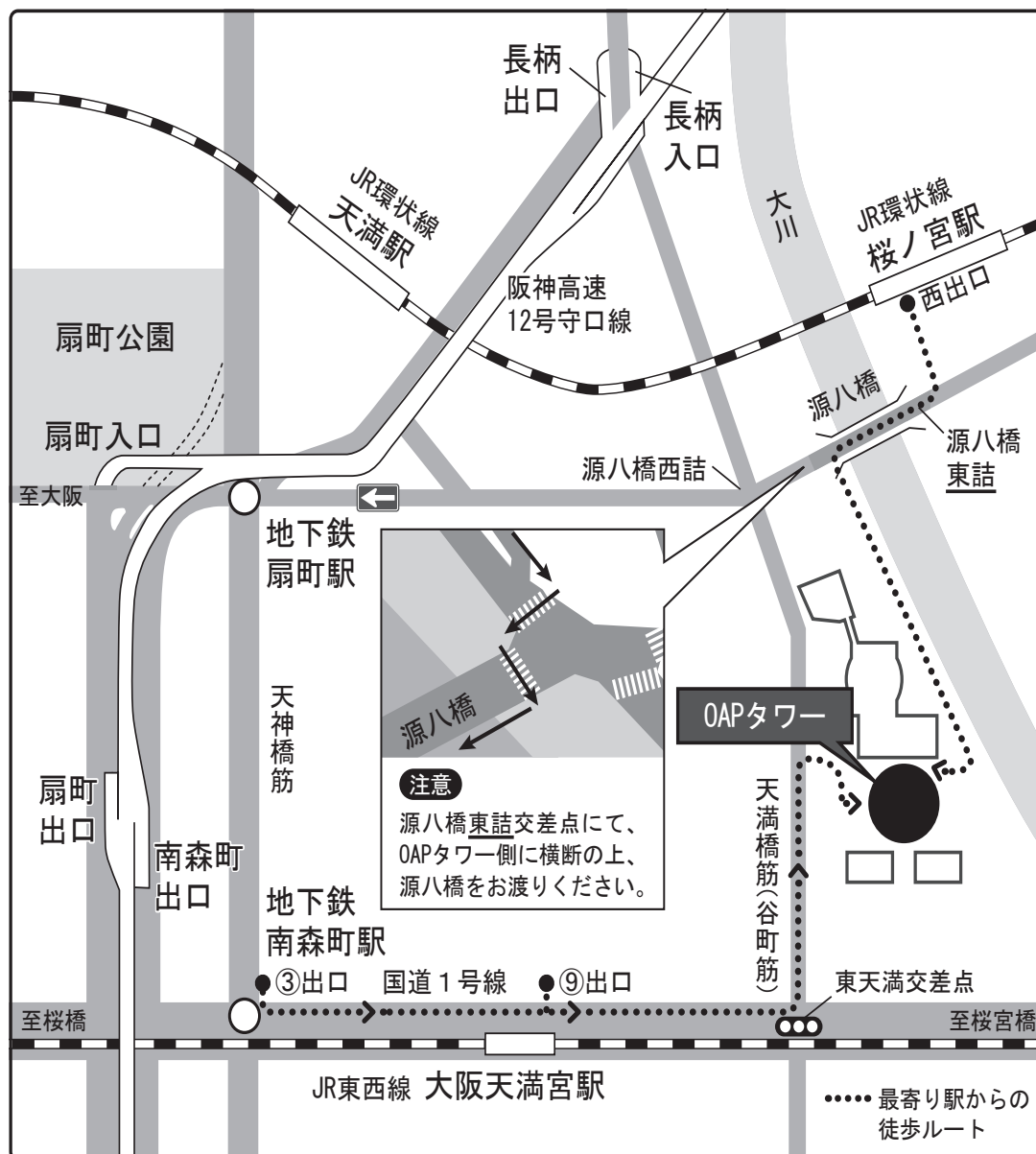
参考資料5

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下の7.において定める行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその共同保有者等（大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及び特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味するものとし、並びに大量買付者及びその共同保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間その他必要な事項は、当社取締役会において別途定める。

以上

株主総会会場ご案内図



会場 大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー24階

TKPガーデンシティ大阪OAPタワー

電話(06)4801-8955

- 交通のご案内
- JR環状線 桜ノ宮駅西出口より徒歩約10分
 - JR東西線 大阪天満宮駅⑨号出口より徒歩約10分
 - 地下鉄谷町線・堺筋線 南森町駅③号出口より徒歩約15分
(大阪天満宮駅と南森町駅は地下通路でつながっております。)
- ◎ 株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は、株主優待制度を導入したことにより廃止させていただきました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会当日は役職員が軽装(クールビズスタイル)にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。